

消費者行政に係る意思表示

高野町では、平成23年度より消費者行政相談窓口を設置し、月に一回専門相談員による相談会も開催し、来庁相談、電話での相談に対応しております。また橋本市・かつらぎ町・九度山町と「消費生活相談会における消費生活相談業務に関する協定書」を結び、これらの市町で実施している消費生活相談をご利用いただけるようになりました。

近年、消費者を取り巻く環境が複雑化しております。被害にあわれる年齢は様々であります。生活への不安、独居住まい、健康不安を抱えた方を狙った被害や、インターネット等での若年層の方のトラブルなど、年々その手口も巧妙になってきております。

このような被害にあわれる方を少しでも減らせるよう、消費者行政推進交付金を利用した啓発物などの配布や各種啓発ポスターの掲示を行っています。

高野町では、消費者行政における啓発講座を各分野にも広げていき、「消費者」としての知識を少しでも習得していただける機会を増やしていく予定です。おかしいな・変だなと思うことを一人で悩まず相談できる環境にすることが、見守りの第一歩だと考えております。

これからも町民の皆さまに協力を得ながら、安心、安全なまちづくりを目指し、より一層消費者行政に取り組んでまいりたいと考えております。

これからも町民の皆さまに協力を得ながら、『誰もが住みよい、住みたくなる、来たくなる』まちづくりをめざし、より一層消費者行政に取り組んでまいりたいと考えております。

令和3年2月18日

高野町長

平野嘉也